

## 令和8年度

### 第34回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和8年4月10日（金曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第3条の許可指令書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第8号	非農地通知について
議案第9号	「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について

出席委員（18名）

1番 井口 健

2番 中村 弘

3番 吉中 雅三

4番 曾根 光彦

5番 小方 保寛

7番 谷河 績

- 8番 藪 利昭
- 9番 小栗 誠二
- 10番 森 博克
- 11番 笠野 喜久雄
- 12番 山本 茂樹
- 13番 丸山 勝
- 14番 高倉 理行
- 15番 堀 良子
- 16番 湯川 徳弘
- 17番 貴志 年伸
- 18番 藤井 友彦
- 19番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

- 局長 中村 佳照
- 副 課 長 藤田 誠一
- 班 長 中居 一樹
- 技 術 主 査 田中 久美子
- 主 任 田伏 諒
- 主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 谷河会長よりしくお願いします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第34回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は全員出席です。

去る3月27日、藪委員、笠野委員、堀委員、湯川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よりしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、井口委員、中村委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規

定による届出について、説明いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、11件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農機具置場及び進入路1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい

て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第3条許可指令書の返納について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、・・・にて農地法第3条の許可を受けていますが、当初法人化し、所有農地を法人に所有権移転しましたが、一部の農地利用について計画が変わったため許可指令書を返納するもので、P8の報告事項農地法第4条第1項の規定による農地転用届出についてのNo.2と関連があります。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で2件ありました。

3月19日付で受理通知書を交付しています。

なお、No.2については、P6の報告事項 農地法第3条許可指令書の返納についてのNo.1と関連です。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといた

します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で7件ありました。

3月9日付、3月19日付、3月30日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が4件ありました。

対象農地の面積は、田のみで1,810㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No.1からNo.4については、P20の議案第7号農用地利用集積等促進計画に対する意見についてのNo.19からNo.22と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で11件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。

なお、No. 1は新規耕作で耕運機を譲り受け根菜を栽培予定、No. 3は近隣農家に贈与、No. 4は親戚への贈与、No.

9は新規耕作でトラクターを借り受け蔬菜、ブルーベリーを栽培予定、友人3人により共有するものです。

また、No. 9については現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 9について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので委員さん報告願います。

◆8番（藪 利昭） 議案第3号No. 9について報告します。

去る3月27日に笠野委員と私並びに事務局で現地調査並びに譲受人3名のうち・・・の計4名から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書のとおりで、地目は田で、長年耕作されていない耕作放棄地となっております。

譲受人3名は、高校時代からの10年来の友人で、3年前から家庭菜園や知人の農家の手伝いで農作業をしていく中で、自ら農地を購入し農業をしていきたいと思い、申請に至ったとのこと。

3人とも仕事を持っているため、まずは貸借から始めようとも考えたが、3人で話し合いを重ねた結果、農地の購入価格が安価であったこともあり、真剣に農業に取り組んでいきたいとの思いから購入することを決意したとのこと。

作付品目については、水稻栽培は考えておらず、キャベツ、ハクサイ等の露地野菜やブドウ、ブルーベリー等の果樹を中心に、試しながら品目を選定していきたいとのことであったので、私から、現況が水はけの悪い水田のため、果樹が不向きであることや、土を入れる場合でも、擁壁等が必要と

なることから、コストがかかるため、現実的ではない旨の指導をしたところ、アドバイスとして真摯に受け止め、いただいた意見も踏まえ、再度品目の変更や選定についても、よく考えていきたいとの前向きな意見でありました。

農機具は、耕運機等を購入予定で、また、農協からトラクターをリースで借りることも考えているとのことでした。

また、共有で農地を購入することについても、将来相続等も絡めばトラブルになる懸念もあることを説明し、再度確認を行ったが、3人で平等にしたいとの強い決意があり、共有での購入をしたいとのことでした。

以上の点から、作付品目をはじめ営農計画が不明瞭ではございますが、本人達の真剣に農業に携わりたいという思いや、周囲からのアドバイスを踏まえ、農業を勉強していきたいという熱意は感じられました。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） NO. 9についてブルーベリーということですが、この周りは水田ですか。

◆8番（藪 利昭） 周りは水田で経験上地下水位の高いところは果樹類には不向きである、根腐れ等もあるリスクを説明したのですが、「植栽する場所に限定的に土を入れて嵩上げを行い地下水位がたかくなるのを補う場合は夏場の水管理が大変ですよ」と説明したのですが、本人達はどうし

てもやりたい、必ずしもブルーベリーや他の果樹を植えると決めているわけではなく、野菜を中心に栽培してゆきたいという気持ち強いようです。

条件的に果樹に向かないし、周りが水田なので野菜を作るにしても夏場は出来る作物がないですよとアドバイスしましたが、やりたいという熱意を感じましたので、後は本人達に任せるしかないと思います。

◆19番（岩橋 章博） 今の話ではブルーベリーを栽培するとは決めていないという事ですね。

営農計画書ではどうなっていますか。

◆藤田副課長 番外、品目はキャベツ、白菜、ブルーベリーの3品目挙げています。

キャベツに関しては10月から4月で80日ぐらい従事し農協に出荷予定。

白菜に関しては9月から11月で90日従事して農協に出荷予定。

ブルーベリーに関しては11月から6月で約40日従事して農協に出荷予定。

農機具に関しては鍬しか持っていないくて、大型農機具は耕運機を中古で購入予定、トラクターは農協からレンタルするそうです。

農業技術については知人に農業者がいて色々教えてもらっていますとの事ですが、具体的に誰とは書かれておりません。

農薬については地域の耕作者の取り決めに従い農薬を使用する予定。

用水に関しては雨水、紀の川左岸の水路を使うと書かれています。

◆19番（岩橋 章博） ブルーベリーについて11月から6月ということですが周りが水田なので入水期に隣の農地より越水することによるトラブルが懸念されます。

作付け作物についてはまだ決まっていな

いという事ですので、これらの懸念を踏まえて保留して営農計画を再考していただけますか。

◆8番（藪 利昭） 今回の面談の中で本人達のやる気がある中で、どこまで指導に踏み込めるか、知識や経験が不十分なのは確かですが試行錯誤してやっていきたいという事です。

耕作放棄地である申請地を耕作していくという意欲は強く感じました。

当日の聞き取りの中で知り合いの農家から農地を購入せずに借り受けもできるというアドバイスもされているようですが、彼らの中で購入して耕作したいという気持ちは非常に強いようでした。

先程も言いましたが、ブルーベリーや果樹を根域制限をしても地下水位が高いのでうまくいかない事を説明したのですが、失敗してみないと解らないのかもしれない。

◆19番（岩橋 章博） ブルーベリーはポット栽培ですか。

◆8番（藪 利昭） ブルーベリー栽培について知識はあまりないようでしたがポット栽培ではないようです。

JAさんから指導を受けながら、という話でしたので十分な知識はないと思われます。

◆19番（岩橋 章博） 先程からのお話の中で我々からの指導としてはこれ以上言いにくいとの事でしたが、許可の審査ということで言えば、この農地を効率的に耕作出来るかに焦点を当てる必要があります。キャベツや白菜は無理がないですが、ブルーベリーについては懸念があるので、先程も言いましたが再度耕作計画を考えなおしてもらい来月再度審議したいと思います。

◆8番（藪 利昭） 本人達はブルーベリーやブドウも作ってみたいとの事でしたので、その場合は適した農地を中間管理機構を通じて貸してもらえばいいとアドバイスしましたが、この農地を購入して耕作したいという強い気持ちがあるようでした。

◆会長（谷河 績） 作付作物の懸念もありますが3人で共有したいという部分にも懸念を感じます。

藪委員のお話によるとブルーベリーをポットではなく、嵩上げにて植えると入水期に根が枯れると思われま。

岩橋委員の意見のように作付計画を再考していただくためにも1か月保留としては如何でしょうか。

◆4番（曾根 光彦） 水田に囲まれた土地では無理と思います。

◆会長（谷河 績） 笠野委員さん、この農地はどんな農地ですか。

◆11番（笠野 喜久雄） 周りは全部水田です。

◆会長（谷河 績） 周りが水田の場合は根腐れの懸念はあるので、先程も申し上げたとおり1か月保留して耕作計画をくわしく報告してもらいたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

◆清瀧主任 番外、既に事情聴取を行っておりますので、保留とした場合に再度事情聴取を行うことは申請者に負担をかけますので耕作計画を詳細に書いていただき、それを次回皆様に見ていただき再度審議という形を取りたいと思いますがいかがでしょうか。

◆会長（谷河 績） 今、事務局から説明のあったとおり耕作計画を詳細に書いていただき来月審議するという事によろしい

ですか。

(異議なし、との声)

議案第3号、No. 9は保留し耕作計画を再提出して来月審議することとします。

それ以外は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内に在住する個人で、高齢により農地の維持管理に苦慮していたところ、・・・より申請地を・・・の駐車場として利用したいとの申し出があったことから、当該申請地を貸露天駐車場に転用申請するものです。

なお、転用完了後、・・・と賃貸借します。

この案件は一般基準を満たしていると思われれます。

なお、No. 1については、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われれます。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので合わせてご覧ください。

申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

申請地については、・・・の建設を目的に、・・・で転用許可済でありましたが、・・・で運営する・・・を老朽化に伴い新設したことや、・・・の一環として行っている、・・・の需要が拡大していることから、転用目的を・・・に変更し事業計画変更申請を行うものです。

なお、本申請にあたり、使用貸借権の設定から所有権の移転に変更を行うため、5条の許可申請を行っており、P18の議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo. 3と関連です。

また、転用面積が1,000㎡を超えることから、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長(谷河 績) No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので堀委員さん報告願います。

◆15番(堀 良子) 議案第5号No. 1について報告します。

令和8年3月27日、私と湯川委員及び

事務局と共に現地調査し、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおりで、・・・の間にある第2種農地です。

地目は田、現況は休耕地でした。

申請者は、・・・にて・・・を行っており、主に・・・を行っています。

計画変更の理由は、・・・が増加しており、申請地に・・・を新設することで、業務量増加への対応と、・・・の負担の軽減も図りたいため、計画変更したいとの事です。

また、当初計画の・・・は、・・・にて老朽化に伴い新設を行ったとのことでした。

施設の内容に関しては、・・・も備えています。

開発許可も申請中です。

雨水は、敷地内の調整池で集水後、南側の公共水路に放流を計画しています。

・・・の同意も得ています。

汚水は浄化施設で浄化後、名草川の北端の耕地課管理の水門北側に排水する計画で、・・・の同意も得ています。

また、隣接農地はございません。

この件に関しては、特に問題は無いと考えます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われま。

申請人は、・・・の賃貸住宅に居住する個人で、実家や耕作地に近く利便性が良いことから、当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 2 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。近隣で建築予定のアパートの駐車スペースを確保するため、また、幹線道路に近く、建築工事の際の資材置場として利便性が良いことから、当該申請地を露天駐車場・露天資材置場として転用申請するものです。

No. 3 本件は議案第5号No. 1で説明済みのため、省略させていただきます。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、一時的な利用で農地が限定されることから、不許可の例外に該当すると思われま。

申請人は、・・・を営む法人です。和歌山県より請負った・・・建築工事を実施す

るにあたり、現場事務所及び作業員用駐車場が必要となることから、当該申請地を現場事務所・露天駐車場として転用申請するものです。

本申請については、申請書提出時に申請地東側の農地所有者の同意書が添付されていなかったため、現地調査及び事情聴取を行っております。

その後連絡が取れ、同意書が添付されています。

なお、賃借権の設定で、・・・までの一時転用となるため、最終的には農地へ原状回復いたします。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

なお、No. 2につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われま

また、No. 2及びNo. 4については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2およびNo. 4について、現地調査並びに事情聴取を行っています。

No. 2について、湯川委員さん報告願

◆16番（湯川 徳弘） 去る3月27日同行者堀委員と共に現地調査並びに申請者からヒアリングを実施しましたのでその内容を報告します。

農地法第5条申請で場所は・・・、現状田です。

譲渡人は・・・、譲受人は・・・です。

第2種農地で転用目的は露天駐車場、露天資材置場に転用します。

・・・の許可も得ており、生活排水や汚水はありません。

・・・は当該農地の西40m地点の古民家を解体し、その場所にワンルームマンション9戸を建設する計画です。

神波の在所は道幅が狭く軽自動車を通れる程度です。

今回のマンション建設にあたっては建築材料の置場と完成後入居者の駐車場になります。

現状の農地は進入路も極めて狭く進入路を拡幅します。

地域を活性化させるためにも転用は必要かと思われま

皆様方の慎重なご審議をいただきたいと思

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 4について、笠野委員さん報告願

◆11番（笠野 喜久雄） 農地法第5条第1項に規定する許可申請に対する意見について説明させていただきます。

去る3月27日、藪委員、事務局職員と私で現地調査及び事情聴取を行いました。

申請者側の出席者は、・・・でした。

申請地の所在地は、議案書のとおりで、面積が1,906㎡のうちの987.49㎡の第1種農地です。

当該農地の転用は、・・・建設につき、同工事を請け負った・・・が現場事務所及び作業員用の駐車場を設置するための土地が必要となり、工事現場周辺で利用可能な土地を検討されたが一定規模の面積を確保

できる土地を見つけることができなかつたため、工事現場に近接しており、施工管理や作業員の安全確保からも適している、土地所有者から工事期間中に限り一時的な利用について承諾を得られたことから申請に至ったというものです。

現場は、南側は道路に、西側は田に、東側は民家と畑に面しており、現地調査の時点では、西側の田の所有者の隣接地同意は得られているものの、東側の土地所有者とはコンタクトが取れていないということでした。

その後、農業委員会事務局員の調査で所有者が判明し、隣接地の同意が得られたと伺っております。

雨水については、申請地西側に幅30cm程度の通水路を確保し、その後は北側の農地を経由して農地北側の既設排水路から更に北側の現況水路に放流するとのことでした。

また、造成による盛土の境界部には、ブルーシートを敷設し、土砂の混入を防止するとともに周辺農地及び水路に影響を及ぼさないように配慮するとのことでした。

申請地は、ブルーシートを敷設し、その上を再生砕石で仕上げるというのですが、工事完了後は速やかに現場事務所等を撤去し、整地のうえ農地として利用できる状態に原状回復するということでした。

以上のことから周辺農地への影響は考えられず、問題はないと思われませんが、委員の皆様のお審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が22件ありました。

賃借権が2件、使用貸借権が20件の設定です。

貸借期間は議案書のとおりです。

また、新規の契約はNo. 7からNo. 22で、新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

それ以外は再契約です。

面積は、田が34,819.16㎡、畑が974㎡、合計面積が35,793.16㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

名草地区毛見で（77件、150筆）を貴志農業委員、南方推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書3件の提出がありました。

面積はすべて畑で11筆3,602㎡です。

議案書番号1から3について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案第9号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

議案書に同封の別紙をご覧ください。本件について、農業委員会は、毎年、前年度の活動の点検・評価及び当該年度の活動目標の設定を行い、当該年度の目標は、4月末まで、前年度の活動の点検・評価については6月末までに公表することとなっています。

令和8年度の活動目標についてご説明いたします。

まず、P1は、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

P2は、上段が担い手への農地の集積に

ついて記載しています。

農地の集積目標として、②目標の表中段に記載していますとおり、令和8年度の目標を15haとしています。

担い手への集積活動により利用権設定面積の拡大、また、農地の貸借制度について積極的なPR活動に努めます。

下段は、遊休農地について記載しています。

②. 目標の ア. 既存遊休農地の解消の緑区分の遊休農地の解消面積を2.6haとしています。

8月から9月に実施する農地パトロール、また随時の現地調査を行い、2.6haの遊休農地解消を目指します。

イ. 新規発生遊休農地の解消については、令和7年度に発生した遊休農地のうち緑区分の遊休農地を記入しております。

P3は、上段が、新規参入の促進について記載しており、②目標の表の下段に記載しています、新規参入者へ貸付可能な農地の面積の目標を4.3haとしています。

これは、農業委員会の過去の権利移動の実績の約1割に該当する面積としています。

ここまでは、最適化活動の成果目標で、下段は、最適化活動の活動目標について記載しております。

農業委員・推進委員が最適化活動を行う日数目標いわゆる活動記録簿に記載する日数について、月平均10日としています。

また、活動強化月間の活動目標として、令和9年1月～3月を農地利用意向調査の期間とし、新規参入相談会への参加目標として、年1回、農業委員または推進委員が相談会等へ出席することを目標としています。

なお、本件のこの別紙については、本総  
会承認後、市役所のホームページにて公表  
を行います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第9号について、  
説明が終わりましたが、この議案について、  
何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます  
ので、議案第9号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

ほかに何かありませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようございま  
すので第34回総会を閉会いたします。

13時45分 閉会